

# 実施概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって影響を受けた飲食店（テイクアウト・デリバリー専門店を除く）が実施するテイクアウトやデリバリー事業に対して、エコ容器等の物品購入費の一部を支援します。

■ **補助対象期間**：令和3年8月1日（日）～令和4年1月31日（月）まで

※上記期間内に支払処理を済ませた経費が補助対象となります。（詳細は下記「補助対象となる経費」をご覧ください。）

■ **申請受付期間**：令和3年10月1日（金）～令和4年2月15日（火）まで



## ● 対象となる事業者

- (1) 浜松市の区域内で、飲食スペース等を有する飲食店を営業している中小企業者等  
※中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等
- (2) 営業に必要な許可等を全て有している者
- (3) テイクアウト又はデリバリーで提供する商品について、消費者向けに周知していること
- (4) 市税を完納していること又は市から徴収猶予若しくは換価猶予を受けている者
- (5) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者  
※特別徴収を行う必要のない正当な理由がある者を除く
- (6) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者  
※(1)～(6)の要件を全て満たす場合に限り、市外在住でも浜松市内で飲食店を営んでいれば申請可能です。  
市外在住の方は、市町村税の全ての税目にかかる納税証明書又は完納証明書を提出してください。



## ● 補助対象となる経費

物品購入費（以下の条件を満たすテイクアウト又はデリバリーで使用する容器等の購入に要する経費）

【素材】木、紙、パルプモールド、バガス、バンブー、パームヤシ、その他草木

※耐水・耐油のラミネート、コーティング加工は可

【種類】・容器…消費者に商品を提供する際に入れる器

・包装等…消費者に商品を提供する際に包むもの又は袋、容器内で間仕切りを使用する小分けカップ等、弁当や惣菜等に付随して提供する割りばし、スプーン、フォーク、ストロー、おしぼり、紙ナプキン等

※決済方法については、現金・銀行振込・クレジットカード決済・デビットカード決済が対象となります。

※新規開店の飲食店に関しては、補助対象期間内に納品・支払いが完了し、令和4年1月31日までに開店している必要があります。

※申請内容によっては補助対象にならない場合があります。

【補助対象外の経費（一例）】

- ・プラスチック製の容器、包装等（取っ手等、一部分のみに使用している場合も対象外）、容器等を自作するための材料費
- ・申請者と同一の代表又は申請者の親族が経営する企業との契約経費 ・グループ企業間の契約経費
- ・申請書類から補助金対象事業の実施内容や支払金額が読み取れない経費 ・申請書類に整合性（氏名、日付、金額など）が確認できない申請
- ・振込手数料や代引き手数料などの手数料 ・指定の決済手段以外での支払い

## ● 補助金の額

**補助対象経費の2/3（上限20万円）**

※1店舗につき、受領可能上限額に達するまでなら何度でも申請可能

※1円未満の端数があるときは、切り捨てとなります

## ● 申請方法等

### (1) 申請様式の入手方法

ア 浜松市公式ホームページ

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shougyo/takeout.html>

イ 市役所等での配布

- ・浜松市産業振興課（浜松市役所本館6階）
- ・各区役所、各協働センター（サービスセンターでの配布は行いません）

ウ 郵送

・申請書希望者へ様式を郵送しますので、事務局までご連絡ください

### (2) 申請方法 ※密集を避けるため、持参での提出はご遠慮ください

ア 郵送（令和4年2月15日（火）までの消印有効）

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください

イ WEB

<https://logofom.jp/form/Savd/34883>



テイクアウト・デリバリーを応援するのじゃ!



©浜松市